平成２３年（フ）第３２６号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1344番地３
債務者　柳原　マヤ
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２７号
栃木県宇都宮市西川田南１丁目44番17号　グランドハイツＣ棟101号
債務者　海藤　文江
1　決定年月日時　平成23年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２８号
栃木県大田原市美原３丁目１番38号　ニューパインＡ棟102号
債務者　黒子　一之
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２９号
栃木県大田原市美原３丁目１番38号　ニューパインＡ棟102号
債務者　黒子　京子
1　決定年月日時　平成23年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３１号
栃木県大田原市美原１丁目９番132号　市営西原団地132号
債務者　秋山冨二男
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３２号
栃木県大田原市美原１丁目９番132号　市営西原団地132号
債務者　秋山　優江
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３３号
栃木県日光市猪倉839番地６
債務者　栁　　馨
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４７号
栃木県鹿沼市みなみ町８番地21　市営住宅８号棟23号室
債務者　大森　俊夫
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１５７号
横浜市磯子区丸山２丁目20番３―204号
債務者　牧野久美子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２１０号
神奈川県茅ヶ崎市堤39番地８
債務者　斎藤　賀子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２６０号
横浜市保土ケ谷区仏向町1145番地７　橘２番101号室
債務者　田村　　渉
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３９号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地の１―９棟205号
債務者　原野　光行
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後４時30分
　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６４０号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地の１―９棟205号
債務者　原野　俊子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月２日午後４時30分
　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７６号
静岡県富士宮市大中里937番地の１　レオパレスあんなばん203、前住所静岡県富士宮市淀師84番地　グリーンハイツ稲葉Ｂ―８
債務者　斎藤　浩美
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月14日午前10時
　静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２１３号
岡山市南区西高崎42番地61
債務者　松成　輝子
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前10時
　岡山地方裁判所第３民事部